

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月2日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第8号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第4条関係）				別表第1（第2条、第4条関係）			
市町名	機関		職名	市町名	機関		職名
略				略			
東かがわ市	本庁	略		東かがわ市	本庁	略	
		市長部局	部長、主席、会計管理者、課長、主幹、総務課の秘書・人事グループの副主幹（グループリーダーに限る。）、財務課の <u>経営グループ</u> の副主幹（グループリーダーに限る。）			市長部局	部長、主席、会計管理者、課長、主幹、総務課の秘書・人事グループの副主幹（グループリーダーに限る。）、財務課の <u>経営・管理グループ</u> の副主幹（グループリーダーに限る。）
		教育委員会事務局	部長、課長、 <u>主幹</u>			教育委員会事務局	部長、課長
	略		略				
出先機関	略		出先機関	略			
	小学校	略		小学校	略		
	認定こども園	略		<u>幼稚園</u>	<u>園長</u>		
略			認定こども園	略			
土庄町	議会事務局	<u>事務局長</u>	土庄町	議会事務局	<u>局長</u>		
	略			略			
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。